

## **「逗子市海岸法施行取扱条例の見直し」に関する意見を募集します。**

小坪漁港区域内の国有海浜地（小坪5丁目地内の小坪コミュニティセンター裏の整地）については、逗子市が漁港管理者として管理しており、現在、東京オリンピック大会セーリング競技の協力用地として使用しています。大会終了後の正式な活用方法については、(仮称)小坪海浜地域活性化計画を策定する過程で検討する予定としていますが、計画策定から実施まで数年を要する見込みです。こうした中、計画が策定されるまでの間の暫定的な活用方法として、地域からの要望もあり、かつ、市内外からの来訪者の利便性を図ることで漁業振興に寄与することができる「事業者による駐車場運営」を検討しており、その実施に向けて、海浜地の占用料金などを定める「逗子市海岸法施行取扱条例」の一部見直しを進めています。

つきましては、一部改正に際して、広く皆様の意見を募集いたします。

### ◆募集期間

令和3年4月12日（月）から令和3年5月11日（火）まで（必着）

### ◆閲覧場所（この資料は、以下の施設でも見る事ができます）

経済観光課、情報公開課、市民交流センター、逗子アリーナ、文化プラザホール、高齢者センター、体験学習施設（スマイル）、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、図書館

\*市ホームページでも閲覧できます。「逗子 パブコメ」と検索ください。

### ◆意見提出方法

任意の様式（閲覧場所にある記入用紙でも可）に「逗子市海岸法施行取扱条例の見直しに対する意見」と明記し、住所・氏名・意見を記載のうえ、ファクシミリ・郵送等で、又は直接経済観光課へ提出してください。Eメールでの提出も可能ですが、その場合はファイルは添付せずに、直接メール本文に記載ください。

### ◆その他

皆様からお寄せいただいたご意見は、意見概要としてまとめ、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々のご意見に対しましては、直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

### ◆問い合わせ先

逗子市市民協働部経済観光課

TEL：046-873-1111（内線281） FAX：046-873-4520

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 E-mail：keizai@city.zushi.lg.jp